

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>平成14年 1月30日 一部改正 平成14年 6月28日 一部改正 平成14年10月 1日 一部改正 平成15年 3月31日 一部改正 平成16年 3月29日 一部改正 平成17年12月 5日 一部改正 平成18年 9月29日 一部改正 平成19年 3月30日 一部改正 平成20年 6月11日 一部改正 平成20年 9月28日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年 4月28日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 4月16日 一部改正 平成24年 6月29日 一部改正 平成24年 7月18日 一部改正 平成24年11月22日 一部改正 平成25年 5月15日 一部改正 平成25年 7月26日 一部改正 平成25年 8月23日 一部改正 <u>国自安第 209号</u> <u>国自旅第 343号</u> <u>国自整第 243号</u> <u>平成25年12月16日</u></p>	<p>平成14年 1月30日 一部改正 平成14年 6月28日 一部改正 平成14年10月 1日 一部改正 平成15年 3月31日 一部改正 平成16年 3月29日 一部改正 平成17年12月 5日 一部改正 平成18年 9月29日 一部改正 平成19年 3月30日 一部改正 平成20年 6月11日 一部改正 平成20年 9月28日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年 4月28日 一部改正 平成23年 3月31日 一部改正 平成24年 4月16日 一部改正 平成24年 6月29日 一部改正 平成24年 7月18日 一部改正 平成24年11月22日 一部改正 平成25年 5月15日 一部改正 平成25年 7月26日 一部改正 平成25年 8月23日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長</p>

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第22条（略）

第24条 点呼等

(1) (略)

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第3項）

① (略)

② アルコール検知器は、⑦の場合を除き、当面、性能上の要件を問わないものとする。

③～⑤ (略)

⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む。）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

⑦ ⑥の規定にかかわらず、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合であって、次のイからハの営業所（以下「他の営業所等」という。）において乗務を開始又は終了する場合（口又はハの営業所にあっては、口又はハの運行を行う場合に限る。）、運転者に他の営業所等に備えられたアルコール検知器（この場合のアルコール検知器は、他の営業所等に常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限る。）を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなすものとする。

イ. 同一事業者の他の営業所

ロ. 共同運行（一般乗合旅客自動車運送事業の同一の運行系統に関して二以上の事業者が共同して行う運行であって、停留所等の設備を共用する運行の形態をいう。）を行う事業者の、当該運行に係る営業所

ハ. 道路運送法第35条第1項の規定による許可を受けて管理の委託及び受託の運行を行う事業者の、当該運行に係る営業所

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第22条（略）

第24条 点呼等

(1) (略)

(2) アルコールを検知する機器（以下「アルコール検知器」という。）の使用等（第3項）

① (略)

② アルコール検知器は、当面、性能上の要件を問わないものとする。

③～⑤ (略)

⑥ 「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

(新規)

⑧ 運転者に他の営業所等のアルコール検知器を使用させる場合は、次の規定を遵守することとする。 (新規)

イ. アルコール検知器の使用方法等については、運転者の所属する営業所及び他の営業所等の双方の運行管理規程に明記するとともに、運転者、運行管理者等その他の関係者に周知すること

ロ. ⑦のロ又はハの営業所のアルコール検知器を使用させる場合にあっては、双方の事業者間においてアルコール検知器の使用方法等に関する取り決めを行うとともに、契約書等の書面により保存すること

⑨ ⑥による方法又は⑦による方法のいずれの場合であっても、他の営業所等において乗務を開始又は終了する場合には、他の営業所等に所属する運行管理者等の立ち会いの下で検査を実施するよう事業者を指導することとする。また、⑦による方法の場合には、アルコール検査をより一層確実に実施する観点から、運転者の所属する営業所において、一定期間ごとに、他の営業所等から測定結果の記録又はその写しの送付を受けるとともに、その確認等を行うよう事業者を指導することとする。 (新規)

(3) 略

(3) 略

第25条 ~ 第68条 (略)

第25条 ~ 第68条 (略)

附 則 (平成25年12月16日付け国自安第209号、国自旅第343号、国自整第243号)

改正後の通達は、平成25年12月16日から施行する。